

葉山地域包括支援センター運営業務の委託について

○これまでの設置の経緯

地域包括支援センターについては、平成28年度より葉山地域包括支援センターを在宅介護支援センターを運営していた実績から社会福祉法人恩賜財団済生会支部滋賀県済生会（以下「済生会」）へ委託し設置。

令和元年からは栗東地域包括支援センターを済生会へ、栗東西地域包括支援センターを社会医療法人誠光会へ6年間の委託契約で設置をおこなってきました。

○圏域地域包括支援センター別委託期間

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
葉山地域包括支援センター	1	2	3	4	5	6			
栗東地域包括支援センター				1	2	3	4	5	6
栗東西地域包括支援センター				1	2	3	4	5	6

○令和4年度以降の葉山地域包括支援センター運営業務の委託契約について

以下のとおり令和4年度以降の葉山地域包括支援センターの委託について契約を行いました。

委託事業者：社会福祉法人恩賜財団済生会支部滋賀県済生会

委託期間：令和4年4月1日～令和7年3月31日

設置予定場所：栗東市出庭697-1 特別養護老人ホーム淡海荘内

随意契約理由

- ・国が地域包括支援センターを設置することができる者としている、「包括的支援業務を適切、公正、中立かつ効率的に実施できる法人」であり、老人（在宅）介護支援センターの設置者である。
- ・葉山地域における関係者との関係を築き、本業務の運営を適切に実施している実績がある。
- ・担当圏域の高齢者に対する切れ目ない支援を行うために最適な事業者である。
- ・栗東市地域包括支援センター運営協議会より、当該地域における適切な運営をしている旨の評価結果報告に対する承認を得ている。